

上尾市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 8 年 8 月 5 日

上尾市長

島山 稔

上尾市条例第 29 号

上尾市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上尾市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年上尾市条例第 18
号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「2 万 5, 000 円」を「5 万円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の上尾市議会政務活動費の交付に関する条例第 5
条第 1 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（上尾市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の廃止）

- 3 上尾市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（令和
8 年上尾市条例第 28 号）は、廃止する。